

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、パッケージングを通じた社会的課題の解決を念頭に、社会の確固たる信用と信頼に足る企業でありつづけるために、迅速かつ正確な情報開示に努め、健全で透明性の高い経営を目指しています。「真理は現場にある」という基本理念のもと、権限の委譲、意思決定の迅速化を図りながら、現在の取締役・監査役制度をより一層強化することで、コーポレートガバナンスをさらに充実させていきたいと考えています。

〈基本方針〉

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な確保のため法令に従い適切に対応するとともに、全ての株主が権利を適切に行使できるよう、環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでいます。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努め、グローバルな企業市民として、より良い社会、持続可能な社会の実現に向けても積極的に働きかける存在として、さらなる努力をつづけていきます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令等に基づき、四半期ごとに会社の財政状態、経営成績等の財務情報を開示するとともに、非財務情報についても、ホームページへの掲載やニュースリリースなどによるマスメディアへの情報発信等を通じ、適時適切に開示し、企業経営の透明性の確保と説明責任を果たしていきます。

(4)取締役会等の責務

当社は、取締役会において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効性確保に努めています。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8】

当社は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

コーポレートガバナンス・コードの精神を踏まえ、独立社外取締役の複数化は必要と認識しており、選任に努めています。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役の自己評価等の実施を通じ、取締役会の機能向上に努めています。なお、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うため、取締役会メンバーに対する評価アンケート等の実施、その結果の概要の開示を検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の構築および強化等の観点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとしています。上記による政策保有株式のうち、主要なものは、中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点などの保有効果等について検証し、取締役会に報告しています。

また、政策保有株式にかかる議決権については、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使しています。

【原則1-7】

当社は、取締役・執行役員の利益相反取引・競業取引について、法令等に従い、取締役会の承認を得て実施し、その結果を取締役に報告しています。

【原則3-1】

(i) 当社は、経営理念や経営戦略については、ホームページ、アニュアルレポート、決算説明会資料等を開示しています。なお、経営計画については経営戦略と一体化したものと考えており、別途策定はしていません。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「II. 1. 【取締役報酬関係】」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv) 当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、実効的なコーポレートガバナンスの実現・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、豊富な経験・高い見識・高度な専門性を有する人物を候補者とし、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、十分な審議のうえ指名しています。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て指名しています。

(v) 当社は、取締役・監査役候補者の個人別の略歴および選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」に定めています。それ以外の業務執行およびその決定については、決裁権限を定めた「決裁基準」に基づき、経営幹部会、業務執行取締役等に権限を委任しています。

【原則4-9】

当社は、社外取締役の独立性は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないことを要件としています。さらに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定しています。

【補充原則4-11-1】

当社は、定款で定める員数の範囲内で、取締役会を構成しています。取締役の指名については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断するとともに、監督の実効性および実質的な議論を確保するため、取締役会全体としてのバランスおよび多様性も考慮して指名しています。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないことを要件として指名しています。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めています。本報告書の更新日時点における他の上場会社の役員の兼任状況は、以下に記載のとおりです。

取締役 前田 盛明：株式会社石川製作所 社外取締役
取締役 中野健二郎：京阪神ビルディング株式会社 取締役会長、丸一鋼管株式会社 社外取締役、
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役 横山 進一：塩野義製薬株式会社 社外監査役、住友化学株式会社 社外監査役
監査役 石井 淳蔵：阪急阪神ホールディングス株式会社 社外監査役

【補充原則4-14-2】

当社は、新任の取締役・監査役向けに、必要な知識の習得・役割と責務の理解を目的として、研修を実施しています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割・責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を習得するための機会の提供、あつせん、費用の支援を行っています。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させていくことが重要と認識しており、株主との対話（面談）の対応部門としてIR部門を設置し、担当取締役を選任しています。また、コーポレートシステムの最高執行責任者がIR活動に関連する部門を統括し、有機的な連携を図っています。代表取締役社長が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、その内容を速やかにホームページに開示しています。また、随時、施設見学会やスモールミーティング等を実施しています。株主との対話において把握した意見は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や経営幹部会に報告しています。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	33,163,000	12.23
日本製紙株式会社	13,197,800	4.87
株式会社三井住友銀行	9,562,844	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,090,000	3.35
住友生命保険相互会社	6,930,400	2.56
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	6,748,000	2.49
三井住友海上火災保険株式会社	6,305,000	2.33
農林中央金庫	5,965,929	2.20
住友商事株式会社	5,264,650	1.94
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,289,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

この他、当社保有の自己株式23,442,127株(8.64%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野健二郎	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野健二郎	○	京阪神ビルディング(株)取締役会長 中野健二郎氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、株式会社三井住友銀行の役員でありましたが、平成22年6月に退任しております。当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、平成28年3月31日現在における当社の同行からの借入残高は約200億円(当社借入金残高に対する比率約12.3%)であります。また、同行の当社に対する議決権行使比率は3.9%であり、当社の主要株主には該当していません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験等を当社の経営に反映させていただくため、選任をお願いしております。 株式会社三井住友銀行は当社の主要な取引先であります。当社は複数の大手金融機関と取引を行っており、同行からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、中野健二郎氏は同行を平成22年6月に退任しております。 従いまして、当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会と内部監査部門等が連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山進一	他の会社の出身者							△						
石井淳蔵	学者													
向原 潔	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山進一	○	横山進一氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、住友生命保険相互会社の役員でありましたが、平成26年7月に退任しております。当社は同社との間で資金の借入れ等の取引を行っており、平成28年3月31日現在における当社の同社からの借入残高は約77億円（当社借入金残高に対する比率約4.7%）であります。また、同社の当社に対する議決権行使比率は2.7%であり、	経営者としての幅広い見識と豊富な経験から取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。住友生命保険相互会社は当社の取引先であります。当社は複数の大手金融機関と取引を行っており、同社からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、横山進一氏は同社を平成26年7月に退任しております。従いまして、当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れは

		当社の主要株主には該当しておりません。	ないと判断しますので、独立役員として選任しております。
石井淳蔵	○	該当事項ありません。	神戸大学名誉教授であり、流通科学大学学長等を歴任され、経営学に関する深い知識と幅広い見識を有していることから取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しますので、独立役員として選任しております。
向原 潔	○	向原潔氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の役員でありましたが、平成27年3月に退任しております。当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、平成28年3月31日現在における当社の同行からの借入残高は約76億円（当社借入金残高に対する比率約4.7%）であります。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験から取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。 三井住友信託銀行株式会社は当社の取引先であります。当社は複数の大手金融機関と取引を行っており、同行からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、向原潔氏は同行を平成27年3月に退任しております。 従いまして、当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

当社は、経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを与えるため、中長期的な業績に連動する報酬制度を採用しています。また、自社株報酬は実施していませんが、役員持株会への加入や自社株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を行っています。なお、中長期的な業績・企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、報酬水準や報酬形態等につき定期的に見直しています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	

事業報告において、社内取締役および社外取締役の別に各々の報酬の種類別総額を開示している。
また、有価証券報告書において、報酬の総額が1億円以上である取締役について個別の開示を行っている。
平成28年3月期における取締役の報酬等の額は、取締役18名に対して664百万円（うち社外取締役1名に対して16百万円）である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の取締役報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、兼務する執行役員の役位に応じて決定しています。なお、決定に際しては、担当取締役が原案を作成し、独立社外取締役の意見を聞いたうえで、代表取締役社長が決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役・社外監査役が、その役割・責務を実効的に果たすために求める情報は、適宜提供しています。
社外取締役は、必要に応じて各部門が支援し、社外監査役は、監査役の職務を補助する監査役室を置き専任者が支援しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社として、取締役の任期を1年とし、社外取締役を選任するとともに、社外監査役を含めた監査役による監査体制により、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図っています。監査役監査は、常勤監査役2名および社外監査役3名が取締役の職務執行ならびに当社および子会社の業務や財政状況を監査しています。なお、監査役の機能強化に関する取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」を参照ください。現状の体制の概要は下記のとおりです。

- (1) 取締役会の一層の活性化を図り、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行うため、取締役の員数を削減するとともに、経営の意思決定・監督機能および業務執行機能の強化を目的として、平成19年4月1日より執行役員制度を導入しています。
 - (2) 取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会(常勤の役員が出席)、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行っています。
 - (3) 常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席しています。
 - (4) 監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換を実施しています。
 - (5) 会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しています。同監査法人および当社監査を執行した業務執行社員と当社の間には、特別な利害を有する事項はありません。
- 本社・各事業所・連結子会社において定期的に会計監査を受けています。監査を受けた事業所・連結子会社は、内部監査と同様に、指摘事項および発生原因、今後の対策等につき、速やかに内部監査部門管掌役員宛に報告書を提出しています。
- 平成28年3月期において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員川井一男、今井康好および城戸達哉の3氏であり、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士24名およびその他29名です。
- (6) 財務に関する情報の適正性を確保するための体制を構築するため、平成20年4月1日付で監査部を新設しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、パッケージングを通じた社会的課題の解決を念頭に、社会の確固たる信用と信頼に足る企業でありつづけるために、迅速かつ正確な情報開示に努め、健全で透明性の高い経営を目指しています。「真実は現場にある」という基本理念のもと、権限の委譲、意思決定の迅速化を図りながら、現在の取締役・監査役制度をより一層強化することで、コーポレートガバナンスをさらに充実させていきたいと考えています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会22日前に発送しています。(平成28年)
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の定時株主総会から株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・本決算において、決算説明会を実施し、同説明会において、代表者が経営方針等を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、アニュアルレポート、決算説明会資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・IR部(専属担当者2名)にてIR活動を実施しています。	
その他	定期的にアナリスト、機関投資家向けに当社施設見学会を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ経営理念にて規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、毎年「環境・社会報告書」において活動状況を開示しています。 当社グループは、板紙・段ボール業界のリーディングカンパニーとして、コンプライアンスのさらなる徹底と企業価値の向上を図るため、CSR委員会のもとに設置された5つの委員会(倫理・環境・安全衛生・CS(顧客満足)・広報)を中心に、全てのステークホルダーの皆様の信頼に応えられる企業集団を目指し活動を積極的に推進しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した「会社法における内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

【会社法における内部統制システム構築】

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

(1) 取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。

- 1) 株主総会議事録
- 2) 取締役会議事録
- 3) 経営幹部会資料
- 4) 計算書類
- 5) その他取締役会が決定する文書

(2) 前項に掲げる文書の保存部門、保存および管理の方法等は、社内規程に定める。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

(1) 経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、平成17年1月に代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置した。コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびCSR委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、CS(顧客満足)、広報の5つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社状況の監視を行うものとする。

(2) 取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役および各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1) 取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会(常勤の役員が出席)、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。

(2) 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

(1) 役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動する」ことなどを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。

(2) CSR委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。

(3) 法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度(名称:企業倫理ヘルプライン)の、さらなる充実と従業員への周知を図る。

(4) 取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

(1) 当社のグループ会社、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。

(2) グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。

(3) 当社のグループ会社の取締役等は、意思決定、その他職務権限に関する基準に基づき、効率的な職務の執行を行う。

(4) 当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。

(5) 業務の適正を確保するため、当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

(1) 監査役会の下に、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

(2) 監査役室所属の従業員は専任とし、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。

(3) 監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

(1) 常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。

(2) 取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。

(3) 取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(4) 当社のグループ会社の役員および従業員は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。

(5) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について

(1) 監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。

(2) 内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。

(3) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制について

反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1.「9. 反社会的勢力排除に向けた体制について」に記載のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会における株主の皆様のご承認のうえ、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入しました。その後、平成22年6月29日開催の第142回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第145回定時株主総会および平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会における株主の皆様のご承認のうえ、更新しました。
なお、詳細は、平成28年3月29日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご確認ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

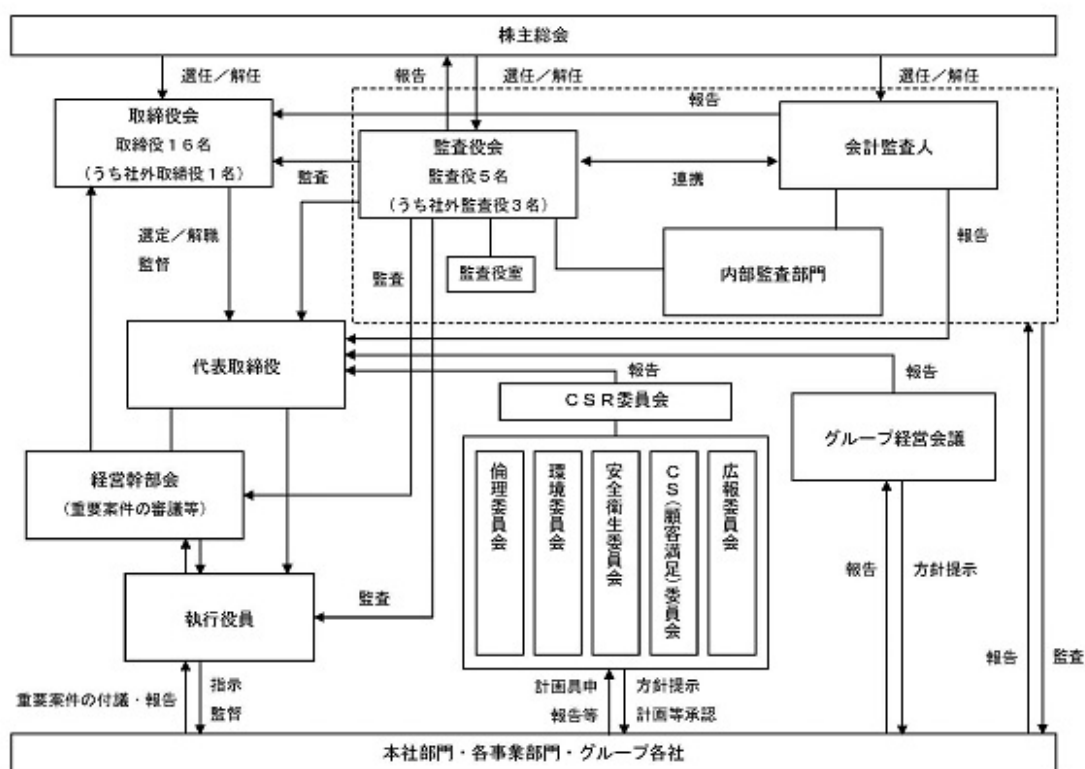
（適時開示体制の概要）

当社は、投資家に適時・適切な会社情報の開示を行うため、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っています。

（1）適時開示対象か否かの判断は、広報部が総務部、経理部、経営企画部、財務・IR部、当該案件担当部署と連携して行います。

（2）適時情報開示に該当すると判断した場合は、代表取締役社長、情報開示責任者の確認・承認後、総務部が速やかに情報を開示します。

以上の流れの概略図は別紙のとおりであります。



〈概略図〉

